

賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する職員の指定に関する規則（昭和39年岩手県規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第1項後段</u> の規定に基づき、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して次の各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときに、当該損害を賠償しなければならない職員として、当該各号に定める職員を指定する。 1～3 [略]	地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第1項後段</u> の規定に基づき、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して次の各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときに、当該損害を賠償しなければならない職員として、当該各号に定める職員を指定する。 1～3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。